

令和元年度

第11回第二農地部会定例会議事録

令和2年2月27日（木）

直江津学びの交流館 1階 音楽室

令和元年度 第11回第二農地部会定例会議事録

日 時 令和2年2月27日(木) 午後2時  
会 場 直江津学びの交流館 1階 音楽室

1 出席委員

1番 大瀧 勇	2番 滝沢 記一	3番 村松 勝藏
5番 笹川 慶一郎	6番 金井 薫	7番 西條 弘子
8番 岸田 健	9番 秦正 敏	11番 金澤 稔

2 欠席委員

4番 佐藤 正雪 10番 望月 博

3 職務のため出席した事務局員

安塚区駐在室	班 長	上原 一夫	
浦川原区駐在室	主 事	中嶋 慧斗	
大島区駐在室	班 長	春谷 正明	
牧区駐在室	副主任	上原 敏明	
柿崎区駐在室	室 長	保倉 政博	副主任 諏訪部 太
大潟区駐在室	主 任	小林 貴広	
頸城区駐在室	副主任	近藤 宏一	
吉川区駐在室	副主任	佐野 謙一	
三和区駐在室	主 任	上田 良広	

4 番 外

・農地利用最適化推進委員

秋山 文雄(安塚区)、津幡 徹重(〃)  
長瀬 一成(牧区)、米川 尚登(〃)  
小池 孝志(柿崎区)、上野 登(〃)、宮川 武彦(〃)  
山本 誠信(頸城区)  
上野 栄一(吉川区)、天明 伸浩(〃)  
前山 明(三和区)  
※ 欠席・・・山口 利一(安塚区)  
西山 学(浦川原区)、大滝 正秋(〃)  
山岸 健二(大島区)、高橋 三登一(〃)、岩野 文義(〃)  
上原 正彦(牧区)  
長井 恒夫(柿崎区)  
細谷 正夫(大潟区)  
関川 貞行(頸城区)、大澤 純男(〃)  
澤田 清一(三和区)、福原 弥(〃)

・その他・・・無し

5 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

3番 村松 勝藏 5番 笹川 慶一郎

(2) 審議案件

① 安塚区駐在室管内分

議案第1号 上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

② 浦川原区駐在室管内分

議案第1号 上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

③ 大島区駐在室管内分

議案第1号 上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

④ 牧区駐在室管内分

議案第1号 上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 農用地利用配分計画案に係る意見について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

⑤ 柿崎区駐在室管内分

議案第1号 農地法第3条許可申請について

議案第2号 上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

議案第3号 上越市農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

報告第2号 農地利用集積計画変更について

⑥ 大潟区駐在室管内分

議案第1号 上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 農用地利用配分計画案に係る意見について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について

報告第3号 農地利用集積計画変更について

⑦ 頸城区駐在室管内分

議案第1号 農地法第5条第1項許可申請について

議案第2号 上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

議案第3号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 農用地利用配分計画案に係る意見について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

議案第2号 農地利用集積計画変更について

⑧ 吉川区駐在室管内分

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

議案第 3 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第 4 号 農用地利用配分計画案に係る意見について

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

⑨ 三和区駐在室管内分

議案第 1 号 上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

## 6 会議

柿崎区 駐在室長	<p>【1. 開会】 午後2時</p> <p>それでは、これより令和元年度第11回第二農地部会定例会を開催いたします。会議に入る前に議案の差替えをお願いします。会議次第並びに浦川原区の議案書は全部、頸城区の議案書は最終の25～26ページを差替え願います。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>【2. 部会長あいさつ】</p> <p>会に先立ちまして、大瀧部会長からごあいさつをお願いいたします。</p> <p>(大瀧部会長あいさつ)</p>
柿崎区 駐在室長	<p>それでは、これより農業委員会会議規則により、大瀧部会長から議長として議事進行をお願いいたします。</p>
議 長	<p>【3. 資格審査報告】</p> <p>事務局から資格審査報告をお願いします。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>本日は、4番佐藤委員、10番望月委員から欠席届がありましたが、他の委員からは全員ご出席いただいておりますので、上越市農業委員会会議規則第7条の規定により、本会議が成立していることをご報告申し上げます。</p>
議 長	<p>【4. 議事録署名委員の指名】</p> <p>次に、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。</p> <p>3番村松委員、5番笹川委員を指名いたします。</p>
議 長	<p>【5. 上越市農業委員会憲章の唱和】</p> <p>議事に入ります前に、上越市農業委員会憲章の唱和を行います。</p> <p>ご参会の皆さんは、ご起立をお願いします。</p> <p>2番滝沢委員の発声をお願いします。</p> <p>(全員起立し、上越市農業委員会憲章の唱和)</p>
議 長	<p>【6. 議事】</p> <p>これより、議案等の審議に入ります。</p> <p>また、本日は午後3時30分から総会が予定されていることから、慎重なる審議の上にもスムーズな議事進行にご協力をお願いします。</p>

議 長	<p>《安塚区駐在室の議案》</p> <p>最初に安塚区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p>＜議案第1号 上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について＞</p> <p>議案第1号「上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」事務局の説明を求めます。</p>
安塚区 駐在室	<p>議案第1号「上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」ご説明いたします。1頁をご覧ください。</p> <p>1頁の「1農用地区域への編入」、番号1番は、安塚地域中山間地域等直接支払集落協定の申請による新たに編入される農地5筆、番号2番は、須川集落協定の申請による新たに編入される農地43筆です。変更理由は双方、中山間地域直接支払制度実施のための編入です。</p> <p>「2計画変更」は、「農業生産基盤の整備開発計画」の計画変更です。県農村集落基盤再編・整備事業の名称変更・事業内容の変更となっております。変更内容は、変更理由欄のとおりです。</p> <p>2頁は「同整備開発計画」の新旧対照表となっております。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>（「ありません」の声あり）</p>
議 長	<p>本件について同意することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>（賛成の委員は挙手）</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。</p>
議 長	<p>＜議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞</p> <p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
安塚区 駐在室	<p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。</p> <p>3頁をご覧ください。1の利用権設定ですが3年以内が2件、3年を超え6年以内が27件、6年を超え10年以内が4件、10年を超える契約が1件、計34件、借り手人数16人、貸し手人数28人です。</p> <p>利用権を設定する土地は、田200筆121,5597.91㎡、畑6筆3,431㎡、再設定が10件、新規設定が24件です。</p> <p>3所有権移転ですが、1件で所有権を移転する土地は、田5筆2,332㎡です。</p>

	<p>1 利用設定、新規設定 24 件についてご説明いたします。</p> <p>4 頁をご覧ください。番号 2102 番、5 頁 2108 番ですが、譲渡人が耕作されていた土地を地域の担い手が耕作するものです。</p> <p>番号 2109 番、6 頁 2110 番は、契約期間が過ぎ新規案件となっているものであって、実質は再設定でございます。</p> <p>番号 2113 番 14 番 15 番、7 頁 2122 番、8 頁 2124 番、2127 番、2129 番は、譲渡人が耕作されていた土地を、農地所有適格法人株式会社そごう頸城農場が耕作するものです。6 頁番号 2116 番から 7 頁 2119 番、2121 番、2123 番、8 頁 2125 番、2128 番は、地域の担い手が耕作しておりましたが、その方がそごう頸城農場の職員として働くため、契約を解除し、そごう頸城農場が耕作するものです。12 頁からの合意解約通知と連動しております。</p> <p>番号 2126 番と 9 頁 2133 番は、譲渡しが耕作されていた土地を地域の担い手が耕作するものです。</p> <p>番号 2131 番は、譲渡人が耕作されていた土地を令和 2 年 1 月に設立した農事組合法人が耕作するもので、これから随時契約が成されることとなっており、今年度は 6ha の集積を予定しております。</p> <p>番号 2312 番は、隣集落の担い手が耕作していた土地を地元の農事組合法人が耕作するもので、13 頁の合意解約通知と連動しております。</p> <p>10 頁の番号 2134 番は、長男との使用貸借の契約でありましたが、長男が亡くなられたので、長男の配偶者の方と使用貸借の契約を結ぶものです。</p> <p>3 所有権移転、1 件について説明します。</p> <p>11 頁をご覧ください。番号 2135 番ですが、譲渡人の要望により譲渡すもので、山間地であり無償でもよいとのことでしたが、10 a 当たり 1,000 円で売買するものです。</p> <p>以上これらの案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。
村松委員	賃借料が円単位で出ているが基礎を教えてください。
安塚区 駐在室	ひとつの契約で 5 筆である場合は、5 筆契約全体で賃借料が 4 万円とか、5 万円の契約となっており、契約全体の金額を契約全体の面積で割り返したものを 10 a 当たりの金額として記載しました。
村松委員	たとえば、2113 番は基礎（全体の契約額）がいくらになるのか。
安塚区 駐在室	10 a 当たりで 8,381 円、全体の契約で 16,000 円となります。

議 長	<p>ほかにありませんか。</p> <p>なければ、本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p>&lt;報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について&gt;</p> <p>次に報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
安塚区 駐在室	<p>最初に訂正をお願いします。13頁最後の番号2114番の備考欄、9頁、番号21,312番となっておりますが、番号2132番に訂正をお願いします。申し訳ございませんでした。</p> <p>それでは、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」14件をご報告いたします。</p> <p>12頁をご覧ください。契約内容は、すべて農業経営基盤強化促進法第18条による賃貸借です。</p> <p>解約事由は番号2101番から13頁2108番、2114番が借受人の「労力不足」、番号2109番から2113番が借受人の「離農」です。</p> <p>返還後の利用計画は、番号2101番が「他者に売却予定」、番号2102番から2109番、2111番2113番2114番が「他者に貸付」並びに「他他者に貸付予定」、番号2110番・2112番が条件不利地のため「休耕」となっております。備考欄に記載の頁と番号は議案第2号の関連案件となっております。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
議 長	<p>&lt;&lt;浦川原区駐在室の議案&gt;&gt;</p> <p>次に浦川原区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p>&lt;議案第1号 上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について&gt;</p> <p>議案第1号「上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」事務局の説明を求めます。</p>



浦川原区 駐在室	<p>議案第 1 号「上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」浦川原区に係る 5 件を説明いたします。</p> <p>1 頁をご覧ください。番号 1 番から番号 3 番は、農業生産基盤の整備開発計画の内容変更であり、番号 1 番は事業の削除、番号 2 番は事業概要の変更、番号 3 番は事業名称、受益面積、事業概要の変更です。</p> <p>番号 4 番から番号 5 番は、農用地等保全計画の内容変更であり、番号 4 番は事業の削除、番号 5 番は事業の追加です。</p> <p>2 頁、3 頁に新旧対象表を掲載しましたので、合わせてご覧ください。説明は以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>
議 長	<p>（「ありません」の声あり）</p> <p>本件について同意することに賛成の方は挙手願います。</p>
議 長	<p>（賛成の委員は挙手）</p> <p>賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。</p>
議 長	<p>＜議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞</p> <p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
浦川原区 駐在室	<p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画について」説明いたします。</p> <p>4 頁をご覧ください。1 の利用権設定、10 年超えが 13 件で、合計 13 件です。借り手人数は 2 人、貸し手の人数は 13 人です。利用権を設定する土地は、田 47 筆 37,133.49 m<sup>2</sup>で、全て新規となります。詳細につきましては 5 頁から 6 頁に記載しました。</p> <p>それでは新規の案件について説明いたします。5 頁をご覧ください。</p> <p>期間 10 年超えの整理番号 2501 番から 2504 番は、従前、農地利用集積円滑化事業で浦川原農業振興公社を中間に転貸されていたものが、直接契約に移行したものです。2501 番から 2504 番についてはこの後の合意解約の報告にも該当します。</p> <p>整理番号 2505 番から 2513 番は、全て農地中間管理機構への貸付けとなります。2510 番と 2511 番については、従前、農地利用集積円滑化事業で浦川原農業振興公社を中間に転貸されていたものが、中間管理機構をとおした契約に移行したものです。また、この後の合意解約の報告にも該当します。</p> <p>なお、これら利用権設定については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項</p>

議 長	<p>の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p>&lt;報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について&gt;</p> <p>次に報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
浦川原区 駐在室	<p>7頁の報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」34件をご報告いたします。</p> <p>契約内容はすべて農業経営基盤強化促進法第18条に基づく賃貸借契約であり、農地利用集積円滑化団体をとおしたものです。</p> <p>整理番号2501番と2502番は、労力不足のため解約するものです。返還後の利用計画は地主耕作とのことです。</p> <p>整理番号2503番から2522番は、労力不足のため解約するものです。返還後の利用計画は休耕とのことです。</p> <p>整理番号2523番から2530番は、農地利用集積円滑化事業により浦川原農業振興公社を介して賃貸借がされていましたが、契約を解約し、直接契約に移行するものです。先ほどの議案第2号の整理番号2501番から2504番の関連案件となっております。</p> <p>整理番号2531番から2534番は、農地利用集積円滑化事業により浦川原農業振興公社を介して賃貸借がされていましたが、契約を解約し、農地中間管理機構をとおした契約に移行するものです。先ほどの議案第2号の整理番号2510番と2511番の関連案件となっております。説明は以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>

	特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。
議 長	<p>《<u>大島区駐在室の議案</u>》</p> <p>次は大島区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p>《<u>議案第 1 号 上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について</u>》</p> <p>議案第 1 号「上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」事務局の説明を求めます。</p>
大島区 駐在室	<p>議案第 1 号上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について説明いたします。</p> <p>議案書は 1 頁をご覧ください。「1 計画変更」、番号 1 番の 1 件です。</p> <p>番号 1 番は「農業生産基盤の整備開発計画」の内容を変更するものです。変更内容については、変更理由欄をご覧ください。また、2 頁に新旧対照表を添付しましたのでご覧ください。説明は以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について同意することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。</p>
議 長	<p>《<u>議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について</u>》</p> <p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
大島区 駐在室	<p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。</p> <p>議案書 3 頁をご覧ください。1 の利用権設定です。利用権設定の内訳は、3 年以内が 2 件、3 年を超え 6 年以内が 3 件、6 年を超え 10 年以内が 2 件、合計 7 件です。借り手 5 人、貸し手 6 人で利用権を設定する土地は、田 22 筆 23,589 m<sup>2</sup>で新規 7 件です。</p> <p>新規の利用権設定についてご説明いたします。</p> <p>4 頁の番号 2906 番から 6 頁 2912 番まで、貸し手の労力不足のため、地域の担い手へ貸し付けするものです。</p> <p>なお、これら利用権設定 7 件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第</p>

<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>大島区 駐在室</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>3 項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p> <p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p> <p><u>&lt;報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について&gt;</u></p> <p>次に報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p> <p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」1 件の報告をいたします。</p> <p>7 頁をご覧ください。番号 2901 番の契約内容については、農業経営基盤強化促進法第 18 条に基づく賃貸借契約です。合意解約の事由については、借受人の労力不足です。返還後の利用計画につきましては、他者へ貸付する方向で調整中です。説明は以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>《<u>牧区駐在室の議案</u>》</p> <p>次は牧区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p><u>&lt;議案第 1 号 上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について&gt;</u></p> <p>議案第 1 号「上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」事務局の説明を求めます。</p>

<p>牧区 駐在室</p>	<p>1 頁の議案第 1 号「上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」牧区に係る計画変更 4 件を説明いたします。</p> <p>補助事業の実施に当たり採択要件として、農業振興地域整備計画書に事業として掲載されている必要があり、事業の内容変更の場合も、農業委員会の同意が必要となるため、農振担当課から提案されたものです。</p> <p>番号 1 番並びに 2 番は農業生産基盤の整備開発計画の内容変更であり、番号 1 番は受益面積の変更、番号 2 番は受益面積並びに事業概要の変更です。</p> <p>番号 3 番並びに番号 4 番は農用地等の保全計画の内容変更であり、番号 3 番は受益面積の変更、番号 4 番は事業概要の変更です。</p> <p>2 頁に新旧対照表を掲載しましたので、合わせてご覧ください。なお、変更箇所はゴシック体で表示してあります。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件について同意することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>&lt;議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について&gt;</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
<p>牧区 駐在室</p>	<p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。</p> <p>3 頁をご覧ください。1 の利用権設定、期間 3 年以内が 4 件、3 年を超え 6 年以内が 13 件、6 年を超え 10 年以内が 2 件、10 年超えはなしです。借り手 10 人、貸し手 19 人、利用権を設定する土地は田 77 筆 61,227.04 m<sup>2</sup>で再設定 10 件、新規 9 件です。3 の所有権移転は 1 件で、買い手 1 人、売り手 1 人、所有権を移転する土地は田 1 筆 274 m<sup>2</sup>です。</p> <p>利用権設定の新規案件について説明します。</p> <p>5 頁の整理番号 3334 番から 3336 番、6 頁の 3339 番は、これまで別の借り人が耕作していましたが、労力不足による経営縮小のため、合意解約並びに利用権の満期をもって農地中間管理機構を活用して貸付するものです。</p> <p>5 頁の 3337 番、6 頁の 3338 番、7 頁の 3344 番は、これまで自作していた貸し人が、労力不足や高齢による経営縮小から、農地中間管理機構を活用して貸付するものです。</p>

	<p>6 頁の 3340 番はこれまで自作していた貸し人が、病気による経営縮小から、地元の耕作者に貸付することになったものです。</p> <p>6 頁の 3341 番はこれまで 3340 番の貸人が借り受けて耕作していましたが、病気による経営縮小のため、利用権の満期をもって地元の別の耕作者に貸付するものです。</p> <p>8 頁の所有権移転 1 件は、買い手が耕作している農地に隣接している農地であり、双方合意により 10 a 当たり 5 万円で所有権移転するものです。</p> <p>これらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>
	<p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p>
	<p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
	<p>&lt;議案第 3 号 農用地利用配分計画案に係る意見について&gt;</p>
議 長	<p>議案第 3 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。</p>
牧区 駐在室	<p>9 頁の議案第 3 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」説明いたします。</p> <p>権利の設定、期間 5 年以上 10 年以内、整理番号 3302 番、3303 番の 2 件です。</p> <p>先月の農地部会で、農業経営基盤強化促進法の利用集積計画により、農地中間管理機構に貸し付けた農地 6 筆について、市長が農地中間管理機構に借受申出をしている整理番号 3302 番並びに 3303 番の農業者に配分するため、利用配分計画案を作成しました。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農業委員会に対して意見照会があったものです。以上でございます。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>

議 長	<p>本件について同意することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。</p>
議 長	<p><u>&lt;報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について&gt;</u>  次は報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
牧区 駐在室	<p>11頁の報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」整理番号3305番から3313番の9件を受理しましたので報告いたします。</p> <p>整理番号3305番の解約事由は「貸人の要望」で、返還後の利用計画は「他者に貸付」です。備考欄に記載の頁と番号は議案第2号の関連案件です。</p> <p>整理番号3306番、3308番から3310番、3312番、3313番は解約事由が「耕作不便・低生産地のため」で、返還後は「休耕」です。地主には他の耕作者に迷惑をかけないように、維持管理をお願いしてあります。</p> <p>整理番号3307番の解約事由は「労力不足」、3311番の解約事由は「貸人の要望」で返還後の利用計画はともに「地主耕作」です。以上でございます。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>
村松委員	<p>休耕（返還後の利用計画）が4件あるが2019年度の耕作状況は、どうなっているか。</p>
牧区 駐在室	<p>2019年度は耕作していた。来年度から耕作しないということだが、周りの方に迷惑を掛けないように維持管理をお願いしております。</p>
議 長	<p>ほかに、質問等ありませんか。</p> <p>なければ、報告事項ですので本件を承認いたします。</p>
議 長	<p>《<u>柿崎区駐在室の議案</u>》  次は柿崎区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p><u>&lt;議案第1号 農地法第3条許可申請について&gt;</u>  議案第1号「農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。</p>
柿崎区	<p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」を説明いたします。1頁の整理</p>

<p>駐在室</p>	<p>番号第 3703 番 1 件です。</p> <p>この案件につきましては、経営移譲を受けた後継者が仕事の関係から手が回らないので経営規模を縮小せざるを得なくなり、地権者である父親との使用貸借契約を解消し、地域の農業者と 10 年間の賃貸借契約を新たに締結するというものです。</p> <p>譲受人の状況につきましては、お配りした調査書のとおりであり、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の該当条項には該当せず、全部効率要件、農作業従事要件、地域調和要件等、許可要件のすべてを満たしています。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件を原案通り許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p><u>&lt;議案第 2 号 上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について&gt;</u></p> <p>議案第 2 号「上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」事務局の説明を求めます。</p>
<p>柿崎区 駐在室</p>	<p>議案第 2 号「上越市農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」ご説明いたします。議案書は 2 頁、1 の計画変更をご覧ください。</p> <p>事業の実施に当たり採択要件として、農業振興地域整備計画書に事業として掲載されている必要があることから、農業委員会の同意を求められたものです。</p> <p>1 番は「農業生産基盤の整備開発計画」の内容を変更するものです。</p> <p>2 番は事業完了に伴う「農用地等の保全計画」の削除、3 番は同じく「農用地等の保全計画」の内容変更であります。</p> <p>概要については、変更理由をご覧ください。また、3 頁に「新旧対照表」を添付しましたのでご覧ください。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>無いようなので本件について同意することに賛成の方は挙手願います。</p>



議 長	<p>(賛成の委員は挙手)</p> <p>賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。</p>
議 長	<p>&lt;議案第3号 上越市農用地利用集積計画の決定について&gt;</p> <p>議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
柿崎区 駐在室	<p>議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」をご説明いたします。</p> <p>議案書は、4頁をご覧ください。議案第3号上越市農用地利用集積計画の決定については、利用権設定48件で田135筆179,770.52㎡、畑13筆4,223.91㎡です。このうち、利用権設定期間3年以内は18件で、再設定15件、新規3件です。詳細は5頁から7頁に記載のとおりです。3年超え6年以内の10件については再設定6件、新規4件です。詳細は8頁から9頁に記載いたしました。6年超え10年以内は、再設定が11件、新規設定が5件となっております。詳細は10頁から12頁をご覧ください。10年超は4件ですべて新規設定です。詳細は13頁に記載したとおりです。</p> <p>それでは、新規設定案件についてご説明いたします。期間3年以内の整理番号3762番は1月定例会にご報告した合意解約案件で返還を受けた地権者が新たな耕作者と賃貸借の契約を結ぶものです。3765番及び3771番は集落内の農業者に、賃借権を結ぶものでありますが、いずれも次の契約更新を見据え、同一者間の他の賃貸借契約の終期に合わせた関係から契約期間が短期となっております。</p> <p>期間3年から6年の3774番及び3777番から3779番、6年から10年の3791番、3792番、3795番から3797番については、新たに地域の担い手へ賃借権を設定するものです。このうち3777番については、従前、農地利用集積円滑化事業でJAを中間に転貸されていたものが、今般の法律改正によりJAが農地中間管理事業を行えなくなったことを機に、直接契約に移行するというものです。なお、3792番3797番は地権者の要望で賃借料はコメで支払われることとなっております。</p> <p>3798番から3801番の期間10年超の4件は農地中間管理事業を活用し、新たに農地中間管理機構と利用権を設定するものです。来月以降、農地の配分計画案について、ご審議いただくこととなる予定です。</p> <p>関連する合意解約は、この後の報告第1号で報告いたします。</p> <p>以上、これらの案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいた</p>

	<p>します。</p>
村松委員	<p>8 頁の 3774 番は賃借料が 1 筆で 10,000 円、3775 番は 1 筆で 20,000 円となっているが、どういうことか。</p>
柿崎区 駐在室	<p>3774 番は 2,004 m<sup>2</sup>、1 筆で 10,000 円、3775 番は 2,976 m<sup>2</sup>、1 筆で 20,000 円の賃借料です。特に表示のないものは、10 a 当たりの賃借料となっております。</p>
議 長	<p>そのほかに質問のある方はお願いします。 なければ原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p><u>&lt;報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について&gt;</u> 次に報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
柿崎区 駐在室	<p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」5 件をご報告いたします。</p> <p>議案書は 14 頁をお開きください。3701 番と 3702 番は、借り手の労力不足から合意解約するもので、今後他者へ貸付予定となっております。</p> <p>3703 番と 3704 番は農地利用集積円滑化事業により J A を介して賃貸借がされていましたが、今般借受者が離農することから契約を解約し、農地中間管理機構を介して新たな耕作者と賃貸借契約をするものです。なお、関連案件は先にご審議いただきました「農用地利用集積計画」の整理番号 3801 番となります。</p> <p>整理番号 3705 番は、借受者の離農により、返還を受けたもので、来月以降ご審議いただくこととなりますが、農地中間管理機構を介して、賃貸借契約を締結する予定としております。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特にないようですので、本件を承認いたします。</p> <p><u>&lt;報告第 2 号 農用地利用集積計画変更について&gt;</u></p>

<p>議 長</p> <p>柿崎区 駐在室</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>報告第 2 号「農用地利用集積計画変更について」事務局の説明を求めます。</p> <p>では、報告第 2 号「農用地利用集積計画変更について」44 件をご報告いたします。</p> <p>議案書は 15 頁から 21 頁をご覧ください。3701 番から 3710 番までは J A を介した賃貸借契約、3711 番から 3744 番は上直海の地元農業生産法人に関わる地権者全員についての案件であります。</p> <p>いずれも小作料の額を変更するものであり、他の変更事項はありません。</p> <p>なお、届出書の整理の関係から、議案書の記載番号が不規則となってしまいました。申し訳ございません。以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>特にないようですので、本件を承認いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>大潟区 駐在室</p>	<p>《<u>大潟区駐在室の議案</u>》</p> <p>次に大潟区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p>《<u>議案第 1 号 上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について</u>》</p> <p>議案第 1 号「上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の説明に入ります前に 2 か所議案書の訂正をお願いします。議案書 1 頁「上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」番号 4 番、変更理由のかっこ書き事業規模の縮小の削除をお願いします。次に 17 頁、権利の設定の明細、期間 10 年越えの明細、番号 4635 番を 4601 番に訂正ください。申し訳ございませんでした。</p> <p>それでは議案第 1 号「上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」ご説明いたします。</p> <p>議案書は 1 頁をご覧ください。「1 計画変更」、番号 1 番から 4 番までの 4 件です。</p> <p>1 番、「県水利施設等整備」の潟川二期地区、3 番、「農業競争力強化農地整備（ほ場）」の朝日池北部地区については、上越農業振興地域整備計画を計画変更し、事業規模の拡大を図るものです。変更理由は議案書に記載のとおりです。</p> <p>次に番号 2 番、事業規模の縮小に伴う計画変更です。</p> <p>農業競争力強化農地整備（ほ場）の東潟地区で、変更理由は議案書をご覧ください。</p>

	<p>つぎに番号4番、「県用排水施設整備」の新堀川についてです。</p> <p>当該地区は、以前から事業構想が存在していたにもかかわらず、詳細な事業計画は未確定でありました。しかしながら、地元の対事業の熱意が大きいことから、新堀川の流域面積4,487haをもって受益面積とし、事業採択の要件である「農業振興地域整備計画」に登載した経過がございます。この度は、「県用排水施設整備」事業（湛水防除事業）として事業計画が定まったことから計画変更するものであります。なお、受益面積374haについては、当該「県用排水施設整備」事業（湛水防除事業）実施により、降雨時に起こり得る湛水の解消が見込まれる面積としたものでございます。</p> <p>2頁に各計画の上下で「現行」・「変更案」を記載いたしましたのでご覧ください。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>（「ありません」の声あり）</p>
議 長	<p>本件について同意することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>（賛成の委員は挙手）</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。</p>
議 長	<p>&lt;議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について&gt;</p> <p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
大潟区 駐在室	<p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。</p> <p>3頁をご覧ください。1の利用権設定です。3年以内が8件、3年を超え6年以内が3件、6年を超え10年以内が33件、10年を超えるものが1件、計45件、借り手人数は計14人、貸し手人数は計45人です。利用権を設定する土地は、地目が田で143筆229,027㎡、畑が9筆2,210㎡、そのうち再設定が34件、新規設定が11件です。</p> <p>それでは、新規設定11件の明細についてご説明いたします。</p> <p>議案書は10頁の番号4669番をご覧ください。これまで貸し手の自作地であった「田」あるいは「畑」について、貸し手自身の離農を機に、息子と10年の使用貸借契約を締結し、農業経営を移譲するものです。</p> <p>つぎに番号4670番、それから11頁の番号4674番、4675番、4676番、4678番は、只今申しあげました番号4669番と同様に、息子への経営移譲に関わる案件で、これまで貸し手と借り手であった父親との間で利用権設定していた「田」</p>

について、利用権設定期間満了を機に、貸し手と息子との間で10a当12千円、期間10年あるいは9年の相対契約を締結するものです。

つづいて番号4677番です。これまで貸し手と借り手との間で利用権設定していた「田」について、借り手の要望により、新たに地域の担い手（同様に息子）と10a当12千円、期間10年の相対契約を締結するものです。

議案書は戻っていただいて10頁をご覧ください。

番号4671番です。これまで貸し手・借り手との間で利用権設定していた「田」について、借り手の要望により、新たに地域の担い手と10a当10.6千円、期間10年の相対契約を締結するものです。10a当の賃借料につきましては、圃場の状況を鑑みた単価とのこととございます。

次に番号4672番です。これまで貸し手と借り手との間で利用権設定していた「田」について、借り手の要望により、新たに地域の担い手と10a当12千円、期間10年の相対契約を締結するものです。

つづいて番号4673番です。これまで貸し手が自作していた「田」について、貸し人の要望により、新たに地域の担い手と10a当コシ玄米1俵、期間10年の相対契約を締結するものです。

これまで説明いたしました案件すべて農地中間管理機構を活用せず相対契約とございます。

次に議案書は12頁をご覧ください。

番号4679番です。これまで農地利用集積円滑化団体である「えちご上越農協」を介して貸し手・借り手との間で利用権設定していた「田」について、「借人（耕作者）の要望」により合意解約し、農地中間管理機構へ10a当11,500円、期間10年10か月で貸し付けるものです。

つぎに議案書の13頁から15頁までの利用権移転、番号4680番から4700番までの21件の明細についてご説明いたします。まず、13頁番号4680番、4681番をご覧ください。こちらの利用権移転に関わる旧借り手、新借り手による土地利用調整に伴い、新借り手へ利用権移転するものです。詳細は議案書に記載のとおりで、10a当の賃借料ならびに契約内容について変更はありません。

つぎにその他の19件の利用権移転の明細についてご説明いたします。

旧借り手である父親の離農を機に、息子である新借り手へ利用権を移転し、農業経営を移譲するものです。詳細は議案書に記載のとおりであります。10a当の賃借料ならびに契約内容について変更はありません。なお、今後10a当の賃借料変更を予定している筆があり、準備が整い次第順次ご報告いたします。これらの案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議 長	<p>本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p><u>＜議案第 3 号 農用地利用配分計画案に係る意見について＞</u></p> <p>議案第 3 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。</p>
大潟区 駐在室	<p>議案第 3 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」ご説明いたします。</p> <p>議案書は 16 頁をご覧ください。1 の権利の設定です。10 年を超えるものが 1 件、借り手人数は 1 人、権利を設定する土地は、地目が田で 6 筆 15,553 ㎡、新規設定が 1 件です。それでは 17 頁、整理番号 4601 番をご覧ください。人・農地プランに登載された担い手の方が、農地中間管理機構から農地を借り受けるものです。明細は 17 頁に記載のとおりです。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について同意することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。</p>
議 長	<p><u>＜報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について＞</u></p> <p>次に報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
大潟区 駐在室	<p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。</p> <p>議案書は 18 頁をご覧ください。番号 4603 番、4604 番、4605 番の 3 件です。まず、番号 4603 番、4604 番についてご報告いたします。</p> <p>契約内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条による賃貸借で、農地利用集積円滑化団体である「えちご上越農協」を介した契約であります。耕作者の要望</p>

	<p>により解約し、返還後は他者へ貸し付けるものです。</p> <p>つぎに番号 4605 番です。契約内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条による賃貸借で、「合意解約の事由」は貸人の要望、「返還後の利用計画」は、地主耕作です。貸し手と借り手による土地利用調整に基づいた農地移動であります。なお、番号 4603 番、4604 番の備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
	<p><u>＜報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について＞</u></p>
議 長	<p>報告第 2 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について」事務局の説明を求めます。</p>
大潟区 駐在室	<p>報告第 2 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について」ご報告いたします。議案書は 19 頁をご覧ください。番号 4601 番の 1 件です。届出農地は上小船津浜地内、上小船津浜公園から東へ 50m 程に位置する「登記簿地目 畑」を一般個人住宅とするものです。位置図は 20 頁になります。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
	<p><u>＜報告第 3 号 農用地利用集積計画変更について＞</u></p>
議 長	<p>報告第 3 号「農用地利用集積計画変更について」事務局の説明を求めます。</p>
大潟区 駐在室	<p>報告第 3 号「農用地利用集積計画変更について」ご報告いたします。議案書は 21 頁をご覧ください。番号 4601 番から 4604 番までの 4 件です。いずれも小作料の見直しによる額の変更であります。小作料以外の変更事項はありません。</p>

議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特にないようですので、本件を承認いたします。</p>
議 長	<p>≪<u>頸城区駐在室の議案</u>≫</p> <p>次に頸城区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p>≪<u>議案第1号 農地法第5条第1項許可申請について</u>≫</p> <p>議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」事務局の説明を求めます。</p> <p>頸城区駐在室</p> <p>議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」をご説明いたします。1頁をご覧ください。番号5301番と5302番の2件です。</p> <p>まず、5301番ですが、農機具の大型化に伴い空き地に置いている農機具の格納庫を建築するものです。農地区分ではありますが、10ha以上の広がりのある一団の農地に接しているため、農地区分は原則転用ができない第1種に該当しますが、農業用施設に該当するため、許可は可能となります。位置図は2頁、土地利用計画図は3頁をご覧ください。</p> <p>次に5302番ですが、県道新井柿崎線のたび重なるかさ上げ工事により道路が高くなりそこからの雨水が屋敷に流入し家の土台が腐食し危険であるため、自己と共有名義の農地に農家住宅を建築するものです。農地区分ではありますが、10ha以上の広がりのある一団の農地に接しているため、農地区分は原則転用ができない第1種に該当しますが集落に接続して設置される日常生活上必要な施設に該当するため、許可は可能となります。また、今回転用面積1,045㎡ですが、農家住宅の場合の農地転用面積はおおむね1,000㎡であるため計画面積は妥当なものと判断しました。位置図は4頁、土地利用計画図は5頁をご覧ください。説明は以上です。</p> <p>議 長</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>議 長</p> <p>本件を原案通り許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>



	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>＜議案第 2 号 上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について＞ 議案第 2 号「上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」事務局の説明を求めます。</p>
頸城区 駐在室	<p>議案第 2 号「上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」をご説明いたします。6 頁をご覧ください。</p> <p>「1、農業振興地域の農用地区域からの除外」、番号 1 番の 1 件、「2、マスタープランの変更」、番号 1 番と 2 番の 2 件です。まず、「1 農業振興地域の農用地区域からの除外」番号 1 番ですが、記入漏れがありましたので、記入をお願いします。所有者の住所が塔ヶ崎番地となっていて地番が抜けていました。正しくは 54 番地であります。申し訳ありませんでした。</p> <p>それでは、ご説明いたします。頸城区塔ヶ崎地内の農地を農用地区域から除外するもので、変更理由は、現在、神田山神社の参拝者の駐車場が 1 台しかなく市道に路上駐車をしているため、今回、農地購入し駐車場を整備するための除外であります。位置図、土地利用計画図は 7 頁のとおりであります。</p> <p>次に「2 スタープランの変更」番号 1 番と 2 番の案件ですが、1 番は事業名称が「県水利施設等整備」、受益地区「潟川二期」の排水路の長さを 6,478m から 7,133m への変更であります。2 番は、事業名称が「団水利施設整備」で、受益地区「花ヶ崎」の事業削除であります。4 頁に新旧対照表を添付しており、議案の備考欄に関連するページを記載してありますので併せてご覧ください。8 頁の「新旧対照表」を併せてご覧ください。この表は、上の表が現行、下の表が変更案になっており、太字部分が議案に上程したものとなります。説明は以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>（「ありません」の声あり）</p>
議 長	<p>本件について同意することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>（賛成の委員は挙手）</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。</p>
議 長	<p>＜議案第 3 号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞ 議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求</p>

<p>頸城区 駐在室</p>	<p>めます。</p> <p>議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」をご説明いたします。</p> <p>9 頁をご覧ください。1 の利用権設定の内訳は、3 年以内が 831 件、3 年を超え 6 年以内が 4 件、6 年を超え 10 年以内が 36 件、10 年を超えるものが 7 件で合計 55 件、借り手 20、貸し手 54 人、利用権を設定する土地は、田 139 筆 339,997 ㎡、畑 2 筆 1,305 ㎡、再設定 42 件、新規 13 件です。3 の利用権移転の内訳は、借り手 1 人、貸し手 1 人、利用権を移転する土地は田 15 筆 31,834 ㎡となっております。詳細については、2 頁から 8 頁に掲載いたしました。</p> <p>それでは新規の利用権設定についてご説明いたします。</p> <p>13 頁 5349 番は、以前は農協と契約していたのですが、相対での契約で今回新規となります。15 頁の番号 5363 番をご覧ください。これまで貸し手の自作地であった「田」について、貸し手自身の離農を理由に息子と 10 年の使用貸借契約を締結し、農業経営を移譲するものです。16 頁 5364 番と 5365 番は借り手を変えての契約でありまして、24 頁の報告第 1 号でご報告いたします案件の備考欄と対応しています。</p> <p>5370 番は新たに農事組合法人へ貸し付けるもので「使用貸借 0 円」となっていますが、利用権設定対象農地の最初が印字されるためであり、他の 1 筆は 7,000 円での契約となっています。</p> <p>17 頁 5376 番は、契約期間が平成 30 年 5 月 8 日に切れたままとなっていたため、今回新規での契約となりました。</p> <p>次に 19 頁 5379 番から 5385 番は、新たに中間管理機構への貸付であります。次に利用権移転の明細についてご説明いたします。</p> <p>20 頁 5386 番から 5392 番は、旧借り手である父親の離農を理由に、息子である新借り手へ利用権を移転し、農業経営を移譲するものです。</p> <p>これらの案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>

議 長	<p>&lt;議案第 4 号 農用地利用配分計画案に係る意見について&gt;</p> <p>議案第 4 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。</p>
頸城区 駐在室	<p>議案第 4 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」をご説明いたします。</p> <p>21 頁をご覧ください。権利の設定で 4 件、権利の移転で 1 件です。権利の設定の詳細については、22 頁 5306 番から 5309 番をご覧ください。いずれも、人・農地プランに登載された担い手の方が、農地中間管理機構から農地を借り受けるものです。</p> <p>次に権利の移転の明細については 23 頁 5310 番をご覧ください。旧借り手である父親の離農を理由に、息子である新借り手へ利用権を移転し、農業経営を移譲するものです。説明は以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について同意することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。</p>
議 長	<p>&lt;報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について&gt;</p> <p>次に報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
頸城区 駐在室	<p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」をご報告いたします。</p> <p>24 頁の番号 5301 番から 5305 番の 5 件で、解約理由は「労力不足」、「貸人の要望」、「借り人の要望」であり、返還後の利用計画については、「他者へ貸し付け」、「地主耕作」となっております。なお、備考欄の頁と番号については、先ほど議案第 3 号で説明した、利用権設定の番号と対応しております。説明は以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>

議 長	<p>(「ありません」の声あり)</p> <p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
議 長	<p>&lt;報告第2号 農用地利用集積計画変更について&gt;</p> <p>報告第2号「農用地利用集積計画変更について」事務局の説明を求めます。</p>
頸城区 駐在室	<p>報告第2号「農用地利用集積計画変更について」をご報告いたします。</p> <p>25頁をご覧ください。番号5301番から26頁5409番までの9件です。いずれも小作料の見直しによる額の変更であります。説明は以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
議 長	<p>《<u>吉川区駐在室の議案</u>》</p> <p>次は吉川区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p>&lt;議案第1号 農地法第3条許可申請について&gt;</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。</p>
吉川区 駐在室	<p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」を説明いたします。1頁をご覧ください。番号6201番の1件です。</p> <p>6201番は、譲渡人は高齢で労力不足のため耕作が出来ないことから、集落内で以前から小作している譲受人へ贈与するものです。</p> <p>この譲受人の状況については、議案書の最後にお付けした調査書のとおりであり、農地法第3条第2項各号の不許可の該当条項には該当せず、全部効率要件、農作業従事要件、地域調和要件等、許可要件のすべてを満たしています。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件を原案通り許可することに賛成の方は挙手願います。</p>

議 長	<p>(賛成の委員は挙手)</p> <p>賛成多数なので、本件を許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>&lt;議案第2号 上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について&gt;</p> <p>議案第2号「上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」事務局の説明を求めます。</p>
吉川区 駐在室	<p>議案第2号「上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」説明いたします。</p> <p>2頁をご覧ください。「1 計画変更」として番号1から5番までの5件になります。</p> <p>1番、2番は「農業生産基盤の整備開発計画」で1番は事業規模の縮小案件、2番は事業規模の拡大案件になります。</p> <p>次に3番、4番は「農用地等の保全計画」で3番は事業規模の拡大案件、4番は事業削除案件になります。</p> <p>次に5番は「生活環境施設の整備計画」で事業追加案件です。内容は議案に記載のとおりです。</p> <p>3頁には新旧対照表を添付しておりますので、併せてご覧ください。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件を原案通り同意することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件を同意することに決定いたします。</p>
議 長	<p>&lt;議案第3号 上越市農用地利用集積計画の決定について&gt;</p> <p>議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
吉川区 駐在室	<p>議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。</p> <p>4頁をご覧ください。1の利用権設定の内訳は、期間3年以内が40件、3年を超え6年以内が9件、6年を超え10年以内が28件、10年超が12件で合計89件、借り手25人、貸し手85人で、利用権を設定する土地は、田が421筆557,829.41</p>

m<sup>2</sup>、畑は4筆1,418 m<sup>2</sup>です。再設定69件、新規19件です。2の利用権移転、3の所有権移転は、ございません。

詳細については、5頁の6215番から18頁6303番までの89件を掲載いたしました。

それでは、新規の利用権設定の説明をいたします。

まず5頁の6216番と13頁の6264番は、耕作の効率化を考えて地域の認定農業者へ依頼する案件です。

次に10頁の6252番は、耕作者の高齢化による労力不足のため自作出来ないため、地域の法人に依頼する案件です。

次に11頁6259番、13頁6265番、17頁の6292番から6298番、18頁6299番から6303番は、耕作者の高齢化による労力不足のため自作が出来ないため、農地中間管理機構に依頼する案件です。なお、農地中間管理機構から案件は来月以降になります。

また、17頁6297番は、23頁の解約の6216番と関連し、17頁6298番も、同じく23頁の6215番と関連しています。

18頁の6300番は22頁の6208番6209番と関連、6301番は23頁の6214番と関連、6302番は22頁の6212番6213番と関連、6303番は22頁の6210番6211番と関連しています。

次に12頁6263番は、耕作者の労力不足のため自作が出来ないため、地域の認定農業者へ依頼する案件です。

最後に13頁の6267番は、耕作者の高齢化による労力不足のため自作が出来ないため、地域の認定農業者へ依頼する案件です。

なお、これら89件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件を原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

<議案第4号 農用地利用配分計画案に係る意見について>

議 長

議案第4号農用地利用配分計画案に係る意見について事務局の説明を求めます。

<p>吉川区 駐在室</p>	<p>議案第 4 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」説明いたします。  19 頁の 1 権利の設定、10 年超が 1 件で設定する土地は田 1 筆 1,234 m<sup>2</sup>、畑はなしで、新規が 1 件になります。  次に 2 権利の移転ですが、件数 1 件です。借り手 1 人、貸し手 1 人で、権利を移転する土地は、田 7 筆 8,670 m<sup>2</sup>、畑はなしです。詳細について 20 頁から 21 頁をご覧ください。  20 頁 6201 番は、人・農地プランに登載された担い手の方が、農地中間管理機構から農地を借り受けるものです。  次に 21 頁 6202 番は、現耕作者が労力不足のため地域の認定農業者である法人に耕作権を移転する案件です。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件について同意することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします</p>
<p>議 長</p>	<p><u>&lt;報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について&gt;</u>  次に、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
<p>吉川区 駐在室</p>	<p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」をご報告いたします。  22 頁の番号 6207 番から 23 頁 6216 番までの 10 件です。  まず、22 頁 6207 番は耕作者の高齢による労力不足により解約する案件で、他者へ貸付予定です。  次に 6208 番から 23 頁 6216 番までの 9 件すべて、農地中間管理機構へ貸し付けるための解約の案件で、結びつきを備考欄に記載しましたので、ご覧ください。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>

議 長	特に質問等がないようですので、本件について、承認いたします。
議 長	<p>《<u>三和区駐在室の議案</u>》</p> <p>次は三和区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p>＜<u>議案第1号 上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について</u>＞</p> <p>議案第1号「上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」事務局の説明を求めます。</p>
三和区 駐在室	<p>1頁の議案第1号「上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」農用地区域外からの除外2件、計画変更1件を説明いたします。</p> <p>農用地区域からの除外2件については、三和区神田地内において農家住宅建設のため農用地区域からの除外を申請する案件です。</p> <p>番号1番の申請者は、神田集落で妻と息子夫婦と孫3人の7人で暮らしており、農業と自営の仕事を両立しながら、兼業農家として生計を立てています。申請者の居宅は老朽化が進んだこと、また、子供が結婚し、孫も増えたため既存の住宅では手狭となり、建替えを考えましたが現在の敷地は借地であり、住宅の周囲に樹木が密集しているため日当たりも良くないことから、所有している当該地に農家住宅を建設するため、番号2番の申請者は、神田集落で専業農家として、両親と水稻経営を営んでおります。認定農業者として、農地の利用集積について規模拡大を図り、経営面積が増えたことで、昨年、申請地に隣接する土地に農作業所を建築しました。今後、農作業を続けていく上で、農作業所に隣接する当該地に農家住宅を建築して、農業経営に力を入れたいため、除外手続きを申請するものです。2頁から5頁に位置図、土地利用計画図を添付しておりますので、併せてご覧ください。</p> <p>「2計画変更」、番号1番の案件ですが、6頁の「農業生産基盤の整備開発計画」の表をご覧ください。この表は、上越農業振興地域整備計画書にある、表の一部を加工したものです。上段が現行の計画、下段が計画の変更案となっており、1頁の議案第1号に上程したものとなります。番号1番は「県水利施設等整備」事業に「多能地区」を追加する案件です。事業を実施するにあたり採択の前提条件として農業振興地域整備計画書に事業として掲載する必要があるため、事業の追加を提案するものです。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	本件について同意することに賛成の方は挙手願います。



	<p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。</p>
	<p>&lt;議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について&gt;</p>
議 長	<p>次に議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
三和区 駐在室	<p>7頁の議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」利用権設定44件を説明いたします。</p> <p>利用権設定の内訳は、3年以内が15件、3年を超え6年以内が4件、6年を超え10年以内が24件で、10年を超えるものが1件で、借り手16人、貸し手43人です。利用権を設定する土地は、田204筆468,195㎡、畑5筆325㎡、再設定40件、新規4件です。詳細は7頁から16頁に記載のとおりです。</p> <p>新規設定について説明いたします。9頁8618番・12頁8626番は、これまで別の借り手が耕作していましたが、労力不足により耕作を縮小していくことから、新耕作者に貸し付けるもの、12頁8628番は、契約期間満了を機に耕作者を変更し、新耕作者に貸し付けるもの、16頁8650番は、農地中間管理機構を新たに利用するものです。</p> <p>次に所有権移転について説明いたします。所有権移転3件の内訳は、買い手3人、売り手2人で、所有権を移転する土地は、田3筆8,041㎡、畑1筆894㎡です。詳細は17頁に記載のとおりです。8652番は、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」の関連案件であります。</p> <p>なお、利用権設定44件、所有権移転3件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>
宮川委員	<p>12頁の番号8627番は、小作料が24筆で15,805㎡10a当たり18,000円、8628番は、2筆15,805㎡10a当たり、18,000円となっているが、8627番は一筆10aに満たないのに、10a当たり同じ18,000円なのはどうか。</p>
三和区 駐在室	<p>番号8627番は、三和区の里公地区で、圃場整備を実施中であり、今後換地処分が成されることとなっております。</p>
議 長	<p>ほかにありませんか。</p> <p>なければ本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p>

議 長	<p>(賛成の委員は挙手)</p> <p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p>&lt;報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について&gt;</p> <p>次に報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
三和区 駐在室	<p>18頁、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」8601番、8602番の2件を説明いたします。</p> <p>契約内容は、農業経営基盤強化促進法第18条に基づく賃貸借契約です。合意解約の事由は貸し人の要望、返還後の利用計画は、8602番は他者へ売却、8603番は地主耕作です。8602番の案件については、備考欄に関連案件を付していません。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
議 長	<p>以上をもちまして、すべての議案の審議を終わります。</p>
議 長	<p>本日の令和元年度第11回第二農地部会定例会を終了いたします。</p> <p style="text-align: right;">午後3時45分終了</p>